

## 東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条から第28条まで（現行のとおり） （設備の基準）			第1条から第28条まで（略） （設備の基準）		
第29条（現行のとおり） （1）から（6）まで（現行のとおり） （7）（現行のとおり） ア 現行のとおり イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。			第29条（略） （1）から（6）まで（略） （7）（略） ア（略） イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階の部及び3階の部（現行のとおり）			2階の部及び3階の部（略）		
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウからクまで (現行のとおり)  
 第30条から第42条まで (現行のとおり)  
 (設備の基準)

第43条 (現行のとおり)  
 (1) から (7) まで (現行のとおり)  
 (8) (現行のとおり)  
 ア (現行のとおり)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階の部及び3階の部 (現行のとおり)		
4階以上 の階	避難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)  2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路  3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウからクまで (現行のとおり)  
 第44条から第49条まで (現行のとおり)

ウからクまで (略)  
 第30条から第42条まで (略)  
 (設備の基準)

第43条 (略)  
 (1) から (7) まで (略)  
 (8) (略)  
 ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階の部及び3階の部 (略)		
4階以上 の階	避難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)  2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路  3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウからクまで (略)  
 第44条から第49条まで (略)